

令和3年度決算に基づく健全化判断比率をお知らせします

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。地方公共団体は毎年度決算時に新しい財政指標を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付けて議会へ報告するとともに、区民の皆さんに公表することが義務付けられました。

公表することとなったのは、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの比率と「資金不足比率」です。

なお、江戸川区においては、水道や病院などの公営企業会計はありませんので、資金不足比率は算出しません。

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
江戸川区の比率	—	—	△5.7	—
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0

備 考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示しています。
- 2 早期健全化基準は財政の早期健全化を図るべき基準として政令で定められた数値で、4つの比率のいずれかが基準以上である場合には、健全化を図る計画（財政健全化計画）を定めなければなりません。
- 3 実質公債費比率がマイナスの場合は「△」と表示しています。

【健全化判断比率の対象範囲】

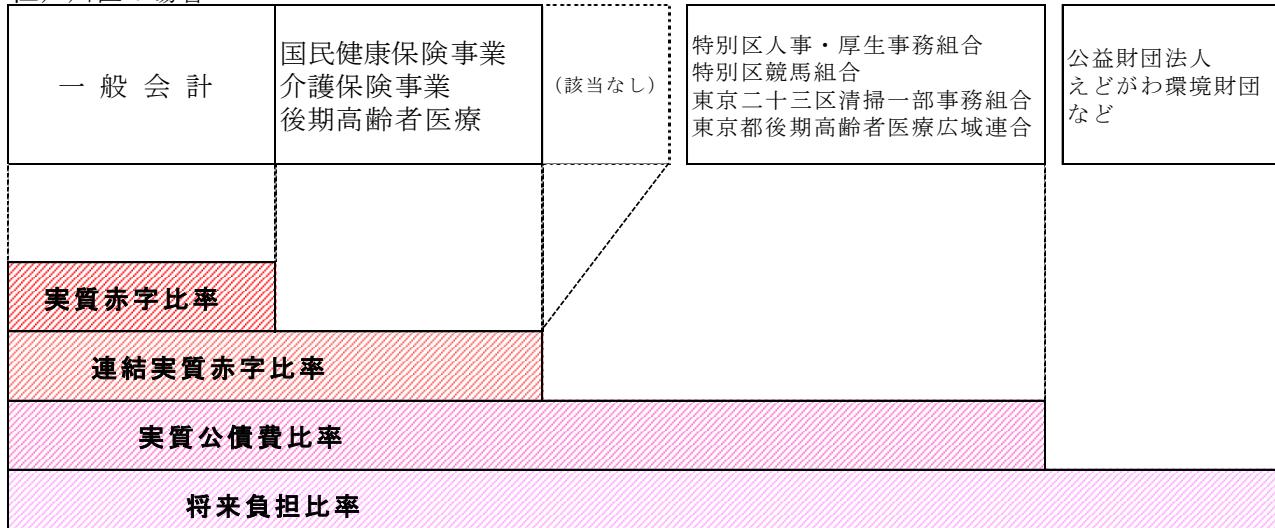
それぞれの比率の対象範囲は、下の図のとおりです。地方公共団体の全ての会計と、地方公共団体が加入している一部事務組合や広域連合、地方公共団体が出資している地方公社や第三セクター等の団体に対する負債額等の負担見込額も含まれます。

【健全化判断比率の対象範囲】

法律上の範囲（一般名称）

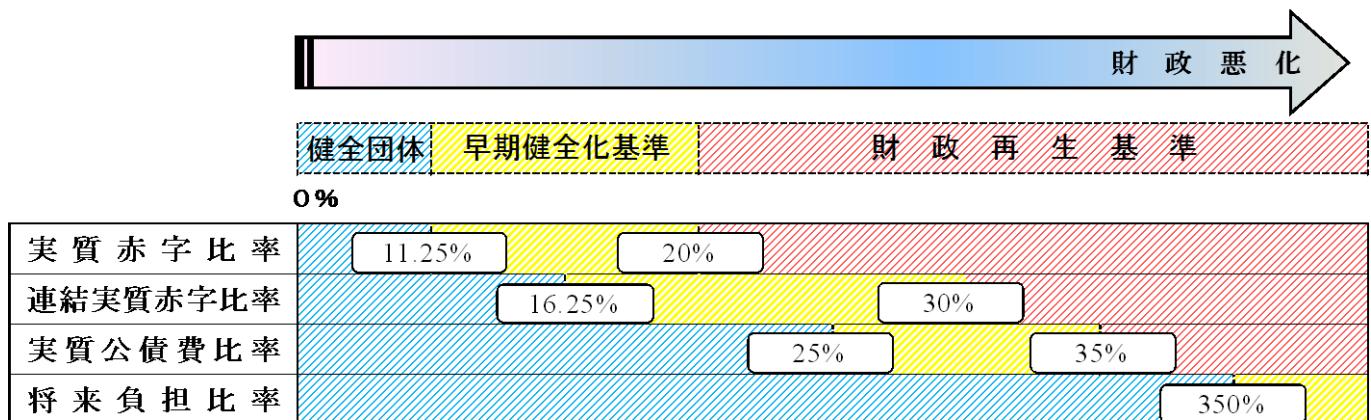
一般会計等	特別会計	公営企業会計	一部事務組合 広域連合	地方公社 第三セクター等
-------	------	--------	----------------	-----------------

江戸川区の場合



【早期健全化団体、財政再生団体の判定基準】

【早期健全化団体、再生団体の判定基準】



※早期健全化基準、財政再生基準は地方公共団体により異なります。この数値は江戸川区の場合のものです。

4つの健全化判断比率にはそれぞれ「早期健全化基準」があり、1つでも基準を上回ると「財政健全化計画」を、また、将来負担比率を除いた3つの比率には、「財政再生基準」があり、1つでも基準を上回ると「財政再生計画」を定め、健全団体に戻るための努力をしなければなりません。

【健全化判断比率の算出方法】

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

令和3年度決算における江戸川区の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率の該当はありません。

※一般会計等…江戸川区の場合は一般会計のことです。

※実質赤字額…実質収支（歳入から歳出及び翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額）がマイナス（赤字）の場合に、実質赤字額となります。

※標準財政規模…区の標準的な一般財源の規模です。

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等に国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会計を含めた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

令和3年度決算における江戸川区の一般会計等及び各特別会計の実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率の該当はありません。

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金}}$$

(3か年平均)

公債費（元利償還金や準元利償還金など）に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を3か年平均で表した比率です。この比率が18.0%を超えると地方債を発行するのに許可が必要となり、25.0%を超えると一部の地方債の発行が制限されます。

令和3度決算における江戸川区の実質公債費比率は△5.7%であり、公債費が極めて低い、非常に良好な比率であると言えます。

※元利償還金…地方債の元金と利子の合計です。

※準元利償還金…次のイ～ホの合計です。

イ：満期に一括で返済する地方債を、30年間で均等に返済すると仮定した場合の1年あたりの元金相当額

ロ：公営企業会計で借りた地方債の返済金のうち、一般会計等からの繰出金が財源と認められるもの

ハ：一部事務組合等への負担金のうち、一部事務組合等が借りた地方債の返済金の財源と認められるもの

ニ：将来にわたって支出を予定しているもの（債務負担行為）のうち、公債費に準ずるもの

ホ：年度内の一時的な資金繰りを目的とした借入金（一時借入金）の利子

※特定財源…地方債の返済に充てることのできる国や都からの支出金等

将来負担額—（充当可能基金額＋特定財源見込額

+地方債現在高等に係る地方交付税算入見込額）

$$④\text{将来負担比率} = \frac{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金の地方交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金の地方交付税算入額}}$$

一般会計等、特別会計及び一部事務組合等のほか、江戸川区が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。この比率が高いと、将来にわたってこれらの負担額を実際に支払わなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和3年度決算においては、将来負担すべき額に対し、これに充てることのできる財源（基金等）のほうが多額であったため、将来負担比率の該当はありません。

※将来負担額…次のイ～チの合計です。

イ：一般会計等の前年度末までの地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額

ハ：一般会計等以外の会計の元利償還金に充てる一般会計等からの負担見込額

ニ：加入している一部事務組合等の元利償還金に充てるための一般会計等からの負担見込額

ホ：全職員の退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：公社・第三セクター等の負債の額および債務負担をしている場合の一般会計の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額…イ～ヘに充てることのできる基金

【結 果】

令和3年度決算に基づく江戸川区の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を大幅に下回っており、健全な状況であると言えます。今後もこの状況を維持するために、効率的な財政運営を推進してまいります。